

○ 信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第十二号）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づき、信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を次のように定め、平成十年十二月一日から適用する。</p> <p>（信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第五項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号（同法第九条の九第六項第一号の規定により行う同法第九条の八第二項第六号に掲げる事業を含む。）に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 規則第四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第三条の二第五項第三十八号、第十一号及び第三十八号の規定に基づき、信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を次のように定め、平成十年十二月一日から適用する。</p> <p>（信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務）</p> <p>第一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条第五項第三号に規定する金融庁長官の定める業務は、中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号（同法第九条の九第五項第一号の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）に規定する債務の保証のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものとする。</p> <p>（リース業務の範囲等）</p> <p>第二条 規則第四条第五項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又</p>

は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

- 2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項に規定する子会社をいう。）として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

（銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第四条第五項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 信用状の発行を行う業務
- 二 旅行小切手の発行を行う業務
- 三 地金銀の売買を行う業務
- 四 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第二条に規定する登録機関の行う業務
- 五 金銭債権（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条

第一項に規定する有価証券をもって表示されるものを除く。）の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介（規則第四条第五項第四号及び第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う業務

は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

- 2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項に規定する子会社をいう。）として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

（銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第三条 規則第三条の二第二項第三十三号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 信用状の発行を行う業務
- 二 旅行小切手の発行を行う業務
- 三 地金銀の売買を行う業務
- 四 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第二条に規定する登録機関の行う業務
- 五 金銭債権（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条

第一項に規定する有価証券をもって表示されるものを除く。）の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介（規則第四条第五項第四号及び第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）を行う業務

六 地金銀の売買の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務  
七 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む場合に限る。）

六 地金銀の売買の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務  
七 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む場合に限る。）